

卒業の認定に関する方針
(福岡情報 I Tクリエイター専門学校)

1. 教育目的

本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、情報工学、情報技術並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。

2. 卒業の認定

各課程・学科の修業年限に在籍し、所定の授業科目の履修を積み重ね、各課程・学科の卒業に必要な授業科目および授業時間(単位)を修得し、卒業審査に合格した者を卒業認定する。

(1) 卒業に必要な授業時間(単位)

情報 I T 2 年制学科	1, 8 6 0 時間 (6 2 単位)
情報 I T 3 年制学科	2, 7 9 0 時間 (9 3 単位)
ゲーム・クリエイター学科	2, 7 9 0 時間 (9 3 単位)

(2) 称号の授与

卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める所定の学科を修了した者は、「専門士」の称号を授与する。